

桑名市教育委員会議事録

令和8年8月28日（金）教育委員室において、桑名市教育委員会8月定例の教育委員会を開催した。

教育委員会の構成員（4名）

教育長	加藤 眞毅	教育委員	安藤 智里	教育委員	平野 智美
教育委員	服部 岳				

教育部長	片山 哲哉	学校教育課長	大喜多 啓介
教育総務課長	石田 由佳	教育指導課長	山下 昌司
人権教育課長	水谷 公	教育総務課主幹 （施設担当）	吉村 誠幸
次長兼学校再編推進課長	近藤 光彦	学校再編推進課 （小中一貫教育担当）	垣田 智一
教育指導課主幹 （生徒指導担当）	三輪 真士	教育研究所長	難波 慶子
ながしま遊館事務局総合館長	大原 満千子	次長兼幼保支援課長	宇佐美 亮次

書記

中川 篤史

傍聴人

1人

議題

1. 審議事項

- ・議案第14号 桑名市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正について 【非公開】
- ・議案第15号 桑名市長島ふれあい学習館条例施行規則の一部改正について

2. 協議事項

- ・令和8年9月桑名市議会定例会提出議案に係る意見聴取について 【非公開】
- ・令和8年度全国学力・学習状況調査の結果について 【非公開】

3. 報告事項

- ・学校と家庭のよりよい関係づくりに係る指針について 【非公開】
- ・スマートフォン・SNSの適切な取り扱いについて
- ・いじめ問題に関する児童生徒のアンケート調査について
- ・公認地域クラブ一覧について
- ・小・中・義務教育学校の様子について 【非公開】

4. 連絡事項

- ・9月の教育委員会の行事予定について
- ・9月の教育委員会定例会 9月29日（火） 午後1時30分
- ・10月の教育委員会定例会 10月27日（火） 午後1時30分

【教育長】

すいません、引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから令和8年8月の教育委員会定例会を開催いたします。

議長は私が務めさせていただきます。

なお、教育長及び教育委員の過半数の方が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本委員会是有効に成立していることを御報告いたします。

それでは、本日の議事のうち非公開とさせていただきたい事項がございます。事項書のほうを御覧ください。

事項書1番、審議事項の桑名市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正について。事項書2番、協議事項の令和8年9月桑名市市議会定例会提出議案に係る意見聴取について及び令和8年度全国学力・学習状況調査の結果について。事項書3番、報告事項の学校と家庭のよりよい関係づくりに係る指針について及び小・中学校義務教育学校の様子についての5件でございます。

桑名市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正については、告示前の情報になります。また、令和8年9月桑名市議会定例会提出議案に係る意見聴取については、9月議会に提出する議案についての委員の皆様からの意見を伺いたいと思っており、自由闊達な御意見をいただくため非公開とさせていただきたいと思います。令和8年度全国学力・学習状況調査の結果について及び学校と家庭のよりよい関係づくりに係る指針については、公表前の情報となります。小・中・義務教育学校の様子については、児童生徒の個人情報を含むものとなっております。したがって、これら5件については、桑名市教育委員会会議規則第5条の規定により会議を非公開とさせていただきたいと思います。

会議を非公開とすることについて、挙手により採決をいたします。

非公開とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【教育長】

ありがとうございます。

全員一致により、これら5件については非公開とすることに決しました。

よって、これら5件については、公開案件の後に事務局から説明を受けることといたします。

それでは、事項書1番、審議事項、桑名市長島ふれあい学習館条例施行規則の一部改正について、事務局から説明をお願いします。

【ながしま遊館事務局総合館長】

ながしま遊館事務局の大原でございます。よろしくお願いいたします。

議案第15号、桑名市長島ふれあい学習館条例施行規則の一部改正について御説明申し上げます。議案第15号の最初のページを御覧ください。

今回の規則改正は陶芸教室料金の改定を行うものでございます。改正のあらましでございますが、本館の陶芸教室におきまして、近年、材料費や電気料金、人件費の上昇に伴い教室の運営経費が増大しているため、料金改定について所要の改正を行うものでございます。

次に、別表第1、作陶の利用料金は陶芸教室に参加するための基本額となりますが、現在の金額950円は本館が開館以来20年以上、ほぼ1,000円程度としており実質的な増額は行っておりません。今回、1,800円に改正するものでございます。

附則でございますが、施行期日は令和9年4月1日からとしております。

議案第15号の説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

【教育長】

それでは、ただいまの説明について、御質問、御意見ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、次に進ませていただきます。

事項書の3番、報告事項、スマートフォン・SNSの適切な取り扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

【教育指導課長】

教育指導課の山下でございます。

報告事項の2つ目、スマートフォン・SNSの適切な取り扱いについて（お願い）の資料を御覧ください。

近年、全国的にスマートフォンやSNSの利用に起因する児童生徒間のトラブルが深刻な状況にあります。誹謗中傷や仲間外れといった人間関係のトラブルに加え、個人情報の流出、あるいは重大な犯罪被害に直結する事案も後を絶ちません。特にネット特有の「拡散性」と「匿名性」において、一度拡散された個人情報等は完全に削除することが極めて困難であると言われています。本市における問題行動調査におきましても、ネットトラブルの割合が年々増加傾向にあります。このような事案に対しまして、各校では丁寧に保護者と情報を共有しながら、解決の方向性について合意を図り、適切に対応していただいているところではございますが、中には保護者の過剰な要求につながっている案件もございます。

SNSは本来、家庭での利用を前提とした私的な通信手段でございます。子供たちをトラブルから守るためには学校での指導に加えまして、御家庭での適切な管理と見守りが不可欠であると考え、今回、保護者向けの啓發文書とチラシを作成いたしました。あわせて、児童生徒に対しましても啓発のチラシを配信したいと考えております。子供たちが安全にインターネットを利用できる環境を整えるためには、学校と家庭がそれぞれの役割を果たし、密に連携していくことが何よりも重要だと考えています。

今後、速やかに市内の全保護者、児童生徒に発信をする予定でございます。御了承のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

【教育長】

ありがとうございます。

ちょっとすいません、先ほどの審議事項なんですけれども、採決を忘れておりましたので、すいません、一旦戻っていただきまして、それでは、桑名市長島ふれあい学習館条例施行規則の一部改正について、採決をいたしたいと思います。

原案に賛成される方の挙手をお願いしたいと思います。

（賛成者挙手）

【教育長】

ありがとうございます。

それでは、原案のとおりということでよろしく願いいたします。

では、すいません、もう一度先ほどのスマートフォン・SNSの適切な取り扱いに戻りまして、先ほどの説明について、御質問、御意見ございませんでしょうか。

【安藤委員】

スマートフォン・SNSに関してですね。

【教育長】

はい。

【安藤委員】

後で出てくる学力・学習状況調査の話の中にもあると思うんですけど、携帯電話を長時間使用している子たちが桑名市は突出して高いかなというのはずっとあると思うので、やっぱり何かせんでもいいんだろうかみたいな感じがあって、1枚目の裏側の保護者様の文章で、例えば、3番の家庭で徹底すべき事項の中にフィルタリングの話があるんですけど、フィルタリングとかペアレンタルコントロールの機能を設定しと書いてありますけど、どういうものを設定するとよいかとか、そういう情報提供が、今までもしてもらっているか分かりませんが、あるといいのかなと思いますし、ルールの策定と運用についても利用時間や場所、マナーについて、市としての基本ルールはつくらんでもいいのかなとか、さっきの教育会議でちょっと話があったと思いますけど、中学校ブロックなんかでもいろいろと研修会をした

りとか、そういうルールをつくったりというのはあるとは思いますが、何か今時の話なので御家庭の自由度とかそういうのは要るんやとは思いますが、親御さんもこうやって中学校も小学校もみんなそうやしとか、こうやって市で決まってるやんというようなものが欲しかったりするのかなと思うので、市としての基本ルールとか、こういうものは見せないでくださいとかいうものが具体的に、絶対そうというわけではないけど、参考にしてくださいという程度でそういうものがあるといいのではないかなとは思いました。

それから、付け足しの話ですけど、2枚目の裏の子供向けの別紙3、とてもかわいくて見やすくいいなと思いました。

以上です。

【教育指導課長】

教育指導課の山下です。

本市のSNSを見る時間が長いというのはずっと言われているんですけど、もう少し詳しく申し上げますと、2時間以上3時間未満というお子さんについては、全国並みかなという傾向はあるんですが、本市の特徴としてはそれ以上、つまり4時間以上という非常に長い時間見ているお子さんがいるのが特徴になります。そういうお子さんはやっぱり家庭での時間の使い方というのが非常に心配な部分ではあると事務局でも考えております。

今の保護者向けの文書、フィルタリングの設定、具体的にはどういうふうにしたらいいかという情報提供ですとか、ルールづけですね。御提案いただきました市としてのいわゆるガイドライン的な部分についても検討をさせていただいて、もし提供できる部分があればつなげていきたいと考えております。

私からは以上です。

【教育長】

よろしいですか。

【安藤委員】

ぜひよろしくお願いいたします。

【教育長】

ほか、どうでしょうか。

【平野委員】

私も安藤委員と同じようなことなんですけども、先ほどの教育会議でもありましたが、tetoru、私も学童保育所をやっている関係で自分のアカウントを持っているんですけど、それで見えることはできまして、本当に4時間以上使っている御家庭であればあるほどtetoruを開いても読まないという可能性がかなり高いと思いますので、先ほどおっしゃったように本当に基本的なルールとか何かその手だてをお願いできればと思います。

【教育長】

何かありますか。

【教育部長】

教育部長の片山です。

スマートフォン、なかなか子供たちの使い方がというところでやっぱりルールがということもございます。我々実は、特に保護者の方にもしっかりと管理をしていただきたい、本来、SNSやそういうトラブルというのは学校外のことであり意識いただきたいということがあります。そうなると、過剰に学校がルールを決めると、あたかも学校が指導するのが当然かようになってしまう、これもまた1つの懸念でございますので、バランスを取りながらその辺の啓発をやっていききたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

【教育長】

ほかはよろしいですか。

それでは、ほかはないようですので、次へ進ませていただきます。

事項書の3番、報告事項、いじめ問題に関する児童生徒アンケートの調査について、事務局から説明をお願いいたします。

【教育指導課長】

教育指導課の山下でございます。

報告事項の3つ目、いじめ問題に関する児童生徒のアンケート調査についての資料を御覧ください。

前回7月の定例会の中で「点検・評価」の御協議をしていただいた際に、事務局からの説明の中で、いじめ防止に関して「パンフレット等による周知も有効である」という有識者の声を御紹介させていただいたところ、ぜひその動きにつなげていただきたいという大変重要な御指摘を頂戴いたしました。これを受けまして、10月に定期で実施しています「いじめ問題に関する児童生徒のアンケート調査」に合わせる形で、小学校向けではございますが、チラシを作成させていただきました。ただ、アンケートを配付・実施するだけではなく、子供たちがその意義や目的をしっかりと理解し、安心して回答できることを目的といたしました。

事務局といたしましても、子供たちがアンケートに回答しやすくなる環境づくりや、悩みを抱えた子供たちの早期発見の周知が極めて重要であると考えています。このような啓発により、一人でも多くの子供たちの救いにつながればと思っております。

今回のいじめ防止アンケートに限らず、今後も子供たちに分かりやすく、理解しやすい視点を取り入れながら、各施策を推進してまいりたいと考えております。御承知のほどよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

【教育長】

それでは、ただいまの説明について、御質問、御意見ございませんでしょうか。

【安藤委員】

いじめアンケートについての話でいいんですよね。

【教育長】

そうです。

【安藤委員】

内容とかもいいんですね。

【教育長】

はい。

【安藤委員】

1ページ目で「あなたへのおねがい」の最後のところで、「もし、今げんざい、学級にいじめがあるのなら、あなたのゆうきがあなたや友だちをすくいます」というのが、いい文章だなと思ってじわーときたんですけど、全体的に字がとても小さくて、大事な文章も字が薄くてみたいな感じがあって、読んでいくと内容的に非常に例もあって分かりやすく、内容的には非常にいいと思うんですけど、何かぱっと、アンケートをしたいなという感じになるようなものにならないかな。ちょっと絵が入ったりとか、次のチラシみたいなソフトな感じになるといいのにな、ちょっとでも字を削ってとか、隙間があるような感じで作っていただけるといいなと思いました。

以上です。

【教育指導課長】

また工夫してやりたいと思います。

【安藤委員】

すいません、お願いします。

【教育長】

ほか、どうでしょうか。よろしいですか。

それでは、次に進みます。

次は事項書の3番、報告事項、公認地域クラブ一覧について、事務局から説明をお願いいたします。

【教育指導課主幹（生徒指導担当）】

教育指導課の三輪です。

資料「地域クラブ一覧（公認申請済み）」を御覧ください。

そちらにございますように令和8年8月19日現在、16種目43クラブの地域クラブが公認され、活動を開始しております。また、今年度より「くわな地域クラブ特設サイト」が立ち上がり、生徒や保護者はそこから手軽に情報を得ることができております。この夏休みには各地域クラブで体験会や説明会が実施され、多くの生徒・保護者の参加があったと聞いております。既に正式入会している生徒は1,000人を超えており、現在も各クラブで入会を受け付けております。9月以降の休日について、生徒は原則入会した地域クラブで活動を行います。今後その活動が生徒たちにとって有意義な活動となるよう、教育委員会としても注視してまいります。

以上になります。

【教育長】

それでは、ただいまの説明について、御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次へ進ませていただきます。

事項書の4番、連絡事項について事務局から説明をお願いいたします。

————— 各所属長より連絡事項 —————

【教育長】

連絡事項については、以上となります。

それでは、非公開とした議事に移らせていただきますので、傍聴人の方は御退室をお願いします。

【非公開】

- ・議案第14号 桑名市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正について
- ・令和8年9月桑名市議会定例会提出議案に係る意見聴取について
- ・令和8年度全国学力・学習状況調査の結果について
- ・学校と家庭のよりよい関係づくりに係る指針について
- ・小・中・義務教育学校の様子について

【教育長】

それでは、以上をもちまして、令和8年8月の桑名市教育委員会定例会を終了させていただきます。
総合教育会議に引き続き、ありがとうございました。

————— 11時35分終了 —————